



## 謹賀新年

本年もよろしくお願いたします。

### < 調剤報酬 >

### 『調剤管理加算』について

2022年(令和4年)の調剤報酬改定で新設された「調剤管理加算」が、誤って算定されることがあるようですので、算定要件と施設基準にご留意の上、算定に当たってはご注意願います。

調剤管理加算：複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方された患者が、薬局を始めて利用する場合又は2回目以降の利用において処方内容が変更された場合に、実施する必要な薬学的分析に対して評価します。

- ・始めて処方箋を持参した場合＝3点
- ・2回目以降に処方箋を持参した場合であって、処方薬剤の変更又は追加があった場合＝3点

【算定要件】複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者等に対して、服薬状況等の情報を一元的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合

【施設基準】重複投与解消に係る取り組みの実績を有している保険薬局

※過去1年間に服用薬剤調整支援料を1回以上算定した実績のある薬局

#### 【疑義解釈】

Q：同一保険医療機関の複数診療科から合計で6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されている患者について、調剤管理加算は算定可能か。

A：不可。

Q：複数の保険医療機関から合計で6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されている患者について、当該患者の複数の保険医療機関が交付した処方箋を同時にまとめて受け付けた場合、処方箋ごとに調剤管理加算を算定可能か。

A：算定不可。複数の保険医療機関が交付した同一患者の処方箋を同時にまとめて受け付けた場合、調剤管理加算は1回のみ算定できる。

Q：「初めて処方箋を持参した場合」とは、薬剤服用歴に患者の記録が残っていない場合と考えてよいか。

A：よい。ただし、薬剤服用歴等に患者の記録が残っている場合であっても、当該患者の処方箋を受け付けた日として記録されている直近の日から3年以上経過している場合には、「初めて処方箋を持参した場合」として取り扱って差し支えない。

### < お役立ち情報 >

### 軟膏、クリーム塗り方、どのように説明していますか？

#### 軟膏やクリームはどのように塗ればいいのか？

軟膏やクリームは塗り方によっても効果に差がでることがあります。軟膏やクリームの塗り方は優しく伸ばして塗るだけの『塗布』と、『塗擦』と呼ばれて擦り込む方法があります。多くの軟膏やクリームではステロイド外用剤のように擦り込まず、『塗布』します。これに対し、スキンケアに使用する保湿剤や、筋肉痛に使用する消炎鎮痛剤では擦り込むように塗ります。筋肉痛に使用する消炎鎮痛薬では擦り込むことによって、体内に吸収されやすくなり、より高い効果が得られます。ただし、あまり強く擦り込むと皮膚にダメージを与えてしまうので、優しく繰り返し塗り込むようにして下さい。 [日本皮膚科学会ホームページより引用]

### < お役立ち情報 >

### 悪玉コレステロールを下げる機能性表示食品『ベニコウジ』

紅麴製品の中には、酵母によって作られるモナコリンという物質が含まれているものがあります。モナコリンKは、コレステロールを減少させる薬のロバスタチンの有効成分と化学的に同一で、ロバスタチンと同じタイプの副作用や薬剤相互作用を引き起こす可能性があります。(ロバスタチンは日本では未承認) 残念なことに、紅麴の大半の製品にどの程度モナコリンKが含まれているかを知る方法はありません。また、米国食品医薬品局(U.S. Food and Drug Administration: FDA)は、モナコリンKを少しでも含む紅麴製品をダイエットサプリメントとして法律上売ることはできないと定めています。日本では米国のような規制はないが、スタチンやフィブレート系の薬剤を使用している患者には「紅麴」の服用有無を確認した方がいいように思います。

[厚生労働省『統合医療』に係る情報発信等推進事業]より引用]